

ロシア連邦大統領令

「特定の外国債権者に対する輸送分野における財政的義務の暫定的な履行手順について」

2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」に定める措置に追加して、以下を決定する：

1. 航空機、補助動力装置、航空エンジンの購入、賃借、リースについて定める契約の実行に際しての、ロシア連邦、ロシアの法人及び自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所（その登記場所がロシア連邦である場合を除く）もしくは主たる事業場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者である外国債権者に対する賃借料、リース料及びその他代金の支払い義務の居住者(*residents*)による履行は、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第2～9項にしたがって行われるものと定める。

2. 航空機、補助動力装置、航空エンジンの購入、賃借、リースについて定める契約の実行に際しての、ロシアの法人及び自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）であり、事業体である者に対する賃借料、リース料及びその他代金の支払い義務は、その義務が以下のように履行されたとき、しかるべく履行したものと認められるものと定める：

a) 主事業体－居住者に対して、債務者により、ロシアの金融機関に開設されたその主事業体－居住者の口座に、外貨（金額がどの通貨建てかを問わず）による債務額に等しい、義務履行日のロシア連邦中央銀行公式レートで計算されたルールによる金額が振り込まれた；

b) ロシアの法人及び自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）ではない、または、その登記場所（その登記場所がロシア連邦である場合を除く）もしくは主たる事業場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者ではない主事業体－居住者^{エラー! ブックマークが定義されていません。}に対して履行された。

3. ロシア連邦政府に、航空機、補助動力装置、航空エンジンの購入、賃借、リースについて定める契約の実行に際しての、外国債権者に対する賃借料、リース料及びその他代金支払い義務履行の、本令に定めるものとは異なる手順を定める権限を与える。

4. ロシア連邦外国投資実施状況監督政府委員会に、航空機、補助動力装置、航空エンジンの購入、賃借、リースについて定める契約の実行に際しての、外国債権者に対する賃借料、リース料及びその他代金支払い義務を、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第2～9項の規定及び本令の規定を遵守することなく履行する許可を発行する権限を与える。

5. 本令の適用にあたっては、ロシア連邦、ロシアの法人及び自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家とは、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第14項にしたがって定められたリストに含まれる外国国家のことをいう。

6. ロシア連邦政府は10日以内に以下を承認する：

- a) 本令第2項に定める場合における義務履行の手順；
- b) 本令第3項にしたがって定められた義務履行の手順；
- c) 本令第4項に定める許可のロシア連邦外国投資実施状況監督政府委員会による発行の手順。

7. 本令はそれが公布された日から発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

2022年4月1日 第179号